

令和8年2月25日  
総務部総務課資料

## 職員の懲戒処分について

このたび、職員（事故当時：事業環境部産業・環境政策課主査）が令和5年2月7日に、公用車を運転中に道路を走行しているバイクと衝突し、相手の方を負傷させ後遺障害を生じさせる交通事故を起こし、罰金の略式命令を受けました。

つきましては、令和8年2月25日付けで下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、本日公表いたします。

### 1 対象者

所属：教育委員会学校教育課

職名：係長

年齢：40歳

性別：男

### 2 処分内容

減給10分の1 1ヶ月

### 3 処分理由

令和5年2月7日午後5時53分頃、職員（事故当時：事業環境部産業・環境政策課主査）が公用車を運転中、本町役場前の府道宇治淀線を東進し、役場敷地に右折進入する際に、反対車線を直進するバイクと衝突し、相手の方に右橈骨遠位端開放骨折、右尺骨茎状突起骨折、右小菱形骨骨折、外傷後右手関節拘縮等の傷害を負わせ、その結果として後遺障害を生じさせた。

この行為は、法規違反及び職員として全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により処分する。

### 4 処分日 令和8年2月25日

### 5 再発防止策

交通法規の遵守について、改めて全職員に通知し、交通安全意識の徹底を図ります。